

令和7年 下呂市農業委員会第2回総会議事録

開催日時	令和7年2月3日	14:00～16:00
開催場所	下呂総合庁舎 大会議室	
出席委員	1 番 山下 康子 2 番 上野 耕正 3 番 大森 公治（推） 5 番 熊崎 みどり 6 番 中島 義彦 7 番 林 忠助 8 番 中川 元宏（推） 9 番 中川 輝男（推） 10 番 田中 覚章（推） 12 番 小林 寿 13 番 川口 太三（推） 15 番 中島 尊治 16 番 福井 順也 17 番 中島 次郎（推） 18 番 二村 正明（推） 19 番 熊崎 徹（推） 20 番 中桐 由起子（推） 21 番 金森 茂俊 22 番 中島 義雄 24 番 日下部 道男（推） 25 番 井戸 克彦（推） 26 番 杉山 裕（推）	
欠席委員	4 番 嶋田 浩 11 番 二村 昭司 23 番 中島 悠	
議事日程	第1 会長あいさつ 第2 議事録署名者 第3 議事 議事4 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議事5 号 農地法第5条の規定による許可申請について 議事6 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 議事7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について 第4 その他	
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数13名、本日の出席数10名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 ただ今から第2回農業委員会を開催いたします。	
会 長	【会長あいさつ】	
会 長	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 16 番 福井 順也 委員 22 番 中島 義雄 委員 をお願いいたします。	
会 長	議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり承認申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の2～3ページをお開きください。こちらの案件につきまして、事務局説明をお願いいたします。	

事務局	議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。今回の申請内容については、無償による所有権移転が2件、有償による所有権移転が1件、賃貸借が1件提出されています。 番号1については農振農用地です。賃貸人は高齢になり農地の管理が難しいため賃貸するものであり、賃借人は申請地を賃借し、農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 番号2については農振農用地です。譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 番号3については農振農用地です。譲渡人は財産を清算するため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 番号4については農振農用地です。譲渡人は農地の管理が難しいため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け、農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 以上、農地法第3条申請について審議をお願い致します。
2 番	1 番について説明します。場所は1か所目落合地区は県道御嶽橋を渡り左へ500mの位置にある土地です。賃貸人は高齢のため、管理できないことから賃貸したいとのことです。2か所目大洞地区は県道バス停鹿山付近です。賃貸人は高齢で管理できないことから賃貸したいとのことです。賃借人は桐の生産を行い、規模拡大を行いたいとのことで問題ありません。
5 番	2 番について説明します。譲渡人は遠方に住んでおり、管理ができないため、譲渡するものです。譲受人は申請地の近隣の方なので問題ありません。
5 番	3 番について説明します。場所は羽根の公民館の近くです。譲渡人は財産を清算するものであり、譲受人は近隣の方なので問題ありません。
10 番	4 番について説明します。場所は国道257号線沿い大谷橋北側です。譲受人は近隣に居住し、耕作を行うため問題ありません。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会長	4番の案件はこの場所だけ譲り受けるのか。

事務局	譲受人と譲渡人は親子で譲受人は近隣の土地に家を建てて隣の農地を譲り受けま す。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請4件に ついて、許可することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、許可することに決定いたします。
会 長	議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書 が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の4ページをお開きください。
会 長	農地法第5条許可申請1件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお 願いいたします。
事務局	議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が1件、面積については田8 2㎡です 番号1については、申請地を借り受け、一般個人住宅（進入路）として利用したい ため、転用許可を求めるものです。申請地は、街区に占める宅地割合が40%を超 えていることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用 の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。 なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となりま す。 以上、農地法第5条申請について審議をお願い致します。
15番	1番について説明します。場所は濃飛横断のトンネルを降りた41号線付近で す。住宅や車庫へ向かう進入路として既に利用されています。周辺へ影響もなく 問題ありません。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がご ざいましたらお願いいたします
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請1件に ついて「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。

会 長	議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について別紙のとおり集積計画案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第6号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明させていただきます。今回は、使用貸借と賃貸借があわせて93件提出されています。こちらは全て農地中間管理機構である一般社団法人 岐阜県農畜産公社へ貸し付けるものです。終期につきましてばらばらになっていますが、この後審議していただく促進計画の受け手毎に希望する終期が違いますので、希望する終期を提示しています。 以上、農用地利用集積計画案の意見決定について審議をお願い致します。
会 長	ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会長	東沓部が入っているが、全てほ場整備をするものではないと聞いているがどうか
事務局	基盤整備の状況は存じ上げておりません。基盤整備に影響してのものではないです。
19番	今回提示されている地目の畑は何を予定していますか
事務局	今回はトマトだけです。別の案件の場合、トマト以外の場合もあります。
会長	3条の案件の中で桐を植えるとの申請があったが、桐は許可できるのか
事務局	岐阜県農業会議に確認をとり、桐は許可できるとの確認をとっています。
会長	朴葉を朝取りで出荷している方もみえるが朴の木は認められるのか
事務局	葉っぱを採取するような系統のものについては、個別に確認が必要です。線引きは事務局で確認します。今回の桐については許可できます。判断に迷う案件については、事務局に相談してください。
会長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。なお、農業委員会法第31条「議事参与の制限」の規定により、今回の議案の関係者である7番林委員は採決に参加できませんのでよろしくをお願いいたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

	【挙手全員】
会長	ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。
会 長	議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について別紙のとおり促進計画素案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について説明いたします。 農地中間管理事業法に基づき市長より農用地利用促進計画素案の意見照会があったため、農業委員会の意見を求めるものであります。 議案のA3の農用地利用促進計画素案をご覧ください。今回は権利設定が261筆提出されています。向かって左部分は土地所有者の情報、右側が新たに権利を受ける者として審議していただく素案となっています。権利設定の借受希望農業者は7名で、いずれも認定農業者です。 表の見方について説明させていただきます。一番左が土地所有者となっており、相続が発生している場合は、相続人代表の名前で記載されています。 その横に土地所有者の住所、その横に土地の表示、中央付近に賃貸借か使用貸借か記載されています。その隣が始期です。今回は2月28日付けの案件がほとんどですが、最後のほうの新規就農者については4月1日開始となっています。終期につきましては、各農業者で希望の終期がありますので、ばらばらになっています。賃料が発生する場合は、年額が記載されており、使用貸借の場合は、横棒が引いてあります。その横が貸付先です。議案の1番と2番は***、3番から180番までは***、181からは***と***が混在しています。230番からは***が就農して10年経ったため、更新となります。254番からは***と***が記載されています。右側になりますが、契約の状況が記載されています。その横ですが、機構集積協力金見込みになります。機構集積協力金という地元にお金がおりの協力金があります。対象となる農地に丸がついており、どの協力金の対象になるかわかるようになっていきます。以上がこの表の見方になります。 次に今後のスケジュールについて説明します。 本日の農業委員会で意見決定後、市より農地中間管理機構に対し農用地利用促進計画案を提出し、県で正式に認可され、ほとんどの案件が2月28日から最終ページの3名については4月1日から権利設定されることとなります。終期についてはいずれの借受人も農地中間管理機構を通じて借受がある周辺の農地とゴールを併せるため、ばらばらになっています。 以上、農用地利用促進計画素案の意見決定について審議をお願い致します。
会 長	ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について、原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長	続きまして、令和6年農作業料金・農業労賃に関する調査について事務局より説明します。
事務局	令和6年農作業料金・農業労賃に関する調査について説明いたします。お手元の資料をご覧ください。令和6年の調査につきましては、人・農地プランにおいて中心経営体に位置付けられているもののうち、主要な経営作物に水稻が含まれる14法人・団体に対して調査を行いました。有効回答数は10件です。全ての回答から平均値を算出しました。また、すべての項目について回答があったわけではありませんので、回答が得られなかった項目につきましては空白となっています。本日総会でご意見を伺い、問題なければこの内容で提出いたします。
会 長	こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。令和6年農作業料金・農業労賃に関する調査について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、原案のとおり承認いたします。
会 長	以上をもちまして、第2回 下呂市農業委員会を閉会します。 16時00分閉会 ※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った 本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。 下呂市農業委員会 番 番